

川崎市公害防止資金融資審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市公害防止資金融資要綱第8条第2項に基づき、公害防止資金融資（以下「融資」という。）の審査事務を適正かつ円滑に執行するため、川崎市公害防止資金融資審査会（以下「審査会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 融資資格認定の可否に関すること。
- (2) 融資資格認定の取消しに関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は環境局環境対策部長をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 審査会の委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境管理課長
- (2) 環境管理課担当課長（放射線・化学物質）
- (3) 大気環境課長
- (4) 大気環境課担当課長（交通環境）
- (5) 水質環境課長

- 2 前項に規定する者のほか、川崎市公害防止資金融資要綱別表第1に掲げる汚水処理施設の設置又は改善で、その設置又は改善に係る工場及び事業場から排出される汚水及び廃液が水質汚濁防止法施行令別表第一第七十三号に掲げる下水道終末処理施設で処理される場合の資金の融資申込みについて審査するときは、上下水道局下水道部下水道水質課長を委員として加えるものとする。

(審査)

第6条 審査会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 審査会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは会長の決するところによる。

(委員の代理)

第7条 委員は原則として代理者を出席させることは出来ない。ただし、審査会の審査事項については代理者にたるに適する場合は、この限りではない。

(関係者の出席)

第8条 審査会の審査に関し、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、環境管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和54年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。